

実績評価に係る加点・減点の基準

外部評価 の 結 果	実績評価（加点・減点）の基準
S	審査基準の合計点数（満点。以下同じ。）の5%に相当する点数を加点する。 ただし、これにより難しいときは、合計点数の2%を超え5%未満の範囲内でこれに相当する点数を加点することができる。
A	審査基準の合計点数の2%に相当する点数を加点する。 ただし、これにより難しいときは、合計点数の2%未満の範囲内でこれに相当する点数を加点することができる。
B	行わない。
C	審査基準の合計点数の2%に相当する点数を減点する。 ただし、これにより難しいときは、合計点数の2%未満の範囲内でこれに相当する点数を減点することができる。
D	審査基準の合計点数の5%に相当する点数を減点する。 ただし、これにより難しいときは、合計点数の2%を超え5%未満の範囲内でこれに相当する点数を減点することができる。